

## ○申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

部 課 室 等 名	健康福祉部 高齢介護課 給付係	
許 認 可 等 名	高額医療合算介護サービス費の支給	
根 拠 法 令	介護保険法	
根 拠 条 項	第51条の2第1項	
連 絡 先	(電話 621-5585)	
審 査 基 準	基 準	介護保険法第51条の2、介護保険法施行令第22条の3並びに介護保険法施行規則第83条の4の2から第83条の4の4までのとおり。
	参 考 事 項	
	設 定 等 年 月 日	平成24年 8月 1日設定 (平成30年 4月 1日最終変更)
標 準 処 理 期 間	標準処理期間 (設定しないものについてはその理由)	総日数———日 (休目を除く・休目を含む) 受付窓口が医療保険窓口となるため、標準処理期間の設定は馴染まない。 当課到着後は50日以内に処理を行う。
	設 定 等 年 月 日	平成24年 8月 1日設定 (平成 年 月 日最終変更)